（前のページより続き）
○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（同二）　一六九
○対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（同三）　一七二
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等（法務・厚生労働六）　一七二
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の日本国による受諾に関する件（外務二五二）　一七三
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の日本国による受諾に関する件（同二五三）　一七三
○国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の日本国による受諾に関する件（同二五四）　一七四
○腐敗の防止に関する国際連合条約の日本国による受諾に関する件（同二五五）　一七四
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二四八）　一七六
○環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（環境六〇）　一七六

〔官庁報告〕

官庁事項

昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一三）　一七六
技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について（厚生労働省）　一七六

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（総務省）

1　二以上の選挙区にわたって市町村の境界変更があった場合の当該境界変更に係る区域の属する選挙区に関する事項

公職選挙法（以下「法」という。）第一三条第四項の場合において、市町村の境界変更に係る区域が属すべき選挙区は、関係選挙区の日本国民の人口、地勢、交通その他の事情を考慮して、総務大臣が定めるものとした。（第二条第一項関係）

2　市町村の区域を分けて開票区を設ける場合等の手続に関する事項

㈠　市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が分割開票区（法第一八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないものとした。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があったと認める場合も、同様とした。（第一〇条の二第一項関係）

㈡　数市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数市町村合同開票区（法第一八条第二項の規定により数市町村の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないものとした。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があったと認める場合も、同様とした。（第一〇条の二第二項関係）

㈢　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会が数区合同開票区（法第一八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けられる開票区をいう。）を設けることができる特別の事情があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないものとした。当該特別の事情がなくなり、又は当該特別の事情に重要な変更があったと認める場合も、同様とした。（第一〇条の二第三項関係）

㈣　都道府県の選挙管理委員会は、法第一八条第二項の規定により設けた開票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとした。（第一〇条の二第四項関係）

㈤　都道府県の選挙管理委員会は、法第一八条第二項の規定により開票区を設けたときは、直ちにその旨を関係市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て関係区の選挙管理委員会）に通知しなければならないものとした。当該開票区を廃止し、又は変更した場合も、同様とした。（第一〇条の二第五項関係）

3　選挙事務所の数及び法定選挙運動費用（固定額）に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区が改定されることに伴い、改定後の選挙区のうち交通困難等の状況のある区域を有するものについて、現行の特例選挙区に準じて、選挙事務所の数及び法定選挙運動費用（固定額）の特例の対象とした。（別表第三及び別表第五関係）

4　施行期日等に関する事項

㈠　1及び3に関する規定については、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　2に関する規定については、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとした。（附則第二条第二項関係）